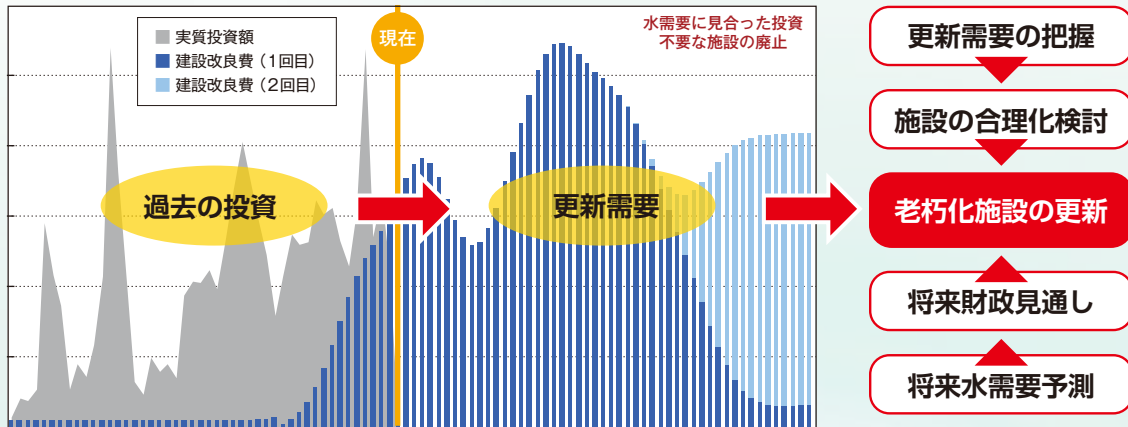


～ 資産管理から始まる合理的な更新計画 ～

老朽化する水道施設への対応

水道事業者が所有する資産（構造物、機電設備、管路等）は、高度経済成長期に取得されたものが多く、その多くが更新時期を迎えています。更新需要（＝耐用年数を超過した資産）の将来動向を把握することが対策の第一歩となりますが、次のステップでは、資産の現状を把握し、更新時期を見定め、将来水需要に見合う合理的な資産の姿を設定しなくてはなりません。そのためにも、資産情報の確実な整理が最も重要となります。



アセットマネジメント（資産管理）とは…

「水道事業におけるアセットマネジメント」とは、各水道事業を取り巻く環境や、将来のあり方（水道ビジョン・既存計画）を踏まえ、中・長期的視点から水道施設のライフサイクル全体にわたって最適な運営を実践することを意味しています。つまり、「**将来50年間を見据えた施設整備計画および財政計画の最適化**」を実現するための組織体制の構築、施設整備計画、財政健全化計画の一部または全体を指すものです。

アセットマネジメント導入効果

- 1 現有施設の健全性と更新需要の推移
- 2 中長期的な財政収支の見通しと計画的な更新投資
- 3 水道施設全体のライフサイクルコストの減少
- 4 利用者や議会に対する説明責任の確保

アセットマネジメント検討メニュー

- ▶ 水道資産調査
- ▶ 台帳システム
- ▶ 更新需要算定
- ▶ 将来財政収支
- ▶ 施設財政収支
- ▶ 施設の合理化
- ▶ 維持管理計画
- ▶ 施設更新計画

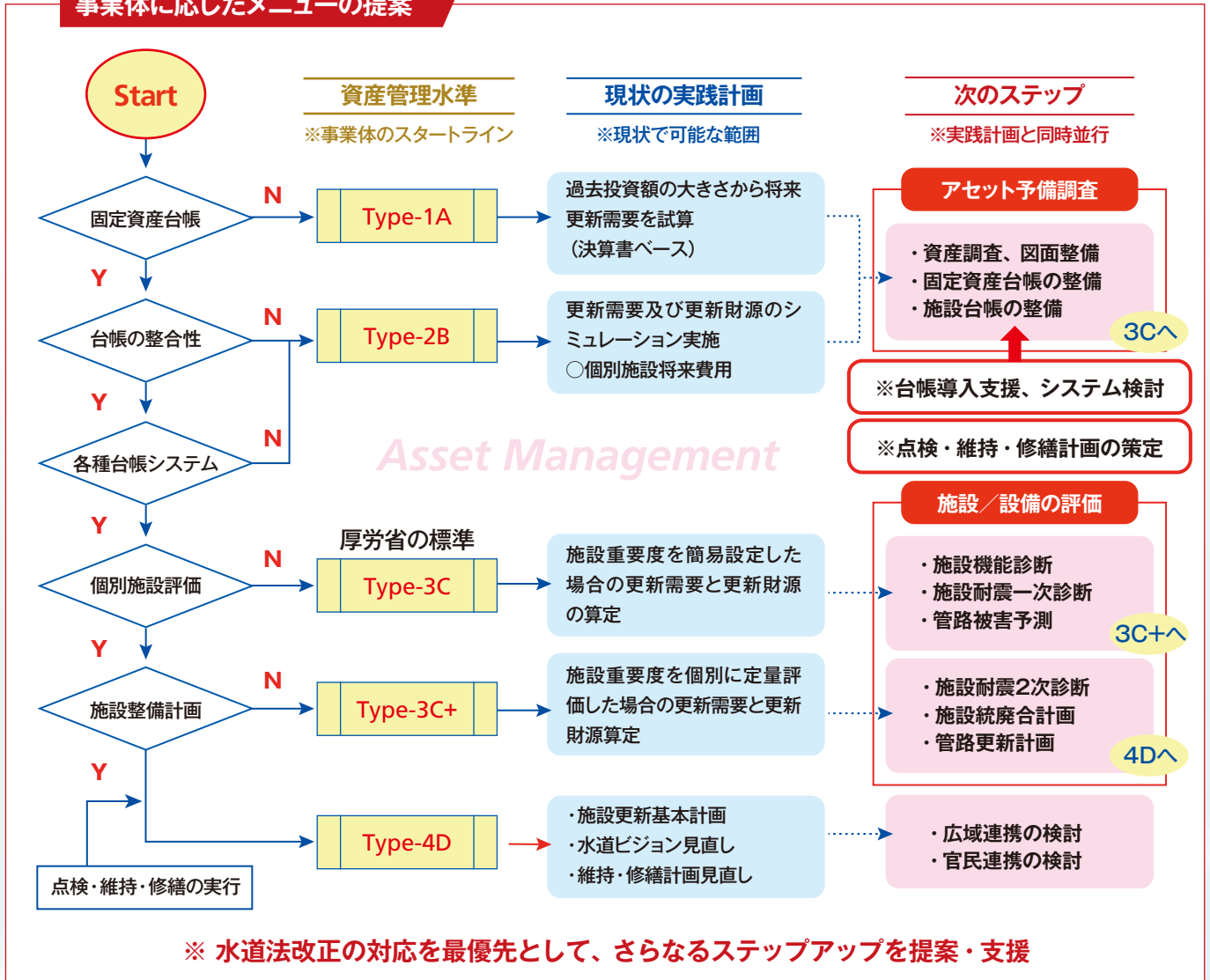
「水道施設台帳の整備」と「点検を含む施設の維持・修繕」の義務化

～適切な資産管理の推進～ 水道法改正 厚生労働省 H3 0.1 2

- 1 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。（第22条の2）
 - ▶ **施設の点検・維持・修繕計画の策定と点検・維持・修繕の実行**
 が必要になります。
- 2 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。（第22条の3）
 - ▶ **水道施設台帳（管路・施設）の導入・整備**
 が必要になります。
- 3 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む、収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。（第22条の4）
 - ▶ **定期的なアセットマネジメントの実施、報告**
 が必要になります。

NJS は水道法改正への対応から、50年、100年先の資産管理まで 目標に応じた具体的なアセットマネジメント実践計画を提案します。

事業体に応じたメニューの提案



アセットマネジメントを力強くサポートする、 NJSのソフトウェア

SkyScraper
スカイスクレイパー

RM | 雨量情報
Rain Map

FC | 施設情報
Facility DB

FA | 固定資産
Assets DB

EM | 運転監視
Monitoring

EA | 企業会計
Accounting Sys.

PL | 管路情報
Pipe Line DB

BC | 料金徴収
Billing & Collection